

政 策



平成15年度 森林・林業白書

「木の時代」の復活を提起

国産材の利用拡大を強調

農林水産省はこのたび「平成15年度森林及び林業の動向に関する年次報告（森林・林業白書）」をとりまとめ、公表した。

白書は、国内で伐採可能な森林が増える一方で、木材消費量はピーク時（昭和48年）の3分の1まで低下しており、長期的な木材離れが進んできたと指摘。国産材の利用促進の必要性を強調している。また国産材の利用が「シックハウス症候群」などの健康問題の改善や、森林の多面的機能の発揮などに有効であるとして、「木の時代」の復活を提起している。白書の概要は次のとおり。

新たな「木の時代」を目指して

国民1人当たりGDPが大きい国の多くが木材消費量を増加させている中で、我が国の1人当たり木材消費量は、この20年間で15%減少した。このうち国産材だけを見ると、平成14年の1人当たり消費量はピーク時（昭和48年）の3分の1にまで低下している。

これは経済発展に伴い鉄やコンクリート等の工業材料が大量に供給され、木材に代わって材料の中心となったことや、国産材については、戦中・戦後の過剰伐採による資源的な制約、価格や品質において工業材料や外材に対する競争力の低下などが要因である。

現在の社会では、ストレスを抱える人やシックハウス症候群に悩まされる人が増えるなど健康問題が顕在化している。また、化石資源への依存による地球温暖化、国産材利用の減少に伴い森林整備が進まないことによる森林の多面的機能の発揮への支障といった環境問題も深刻になっている。

木材のもつ香り、温かみ等は人に心地よさを与え、調湿作用や防ダニ

効果は快適な住空間を提供する。また、木材は鉄等に比べ格段に少ないエネルギーで製造できることから、環境への負荷が小さい上、再生産できる材料である。

このような木材の特長を理解し、その利用の効果を認識した上で、木材を日用品や道具類から住宅等の建築物に使っていくことは、現在の社会における様々な問題の解決に有効である。

また最近では、消費者意識の変化をとらえ、無垢材の利用を売りにする住宅や耐久性の高い木材を利用して長期間住み続けられる住宅が供給されている。さらに木材のもつぬくもりが地域の景観に合っているという特長が評価され、学校や役場といった公共施設での木材利用が徐々に進んでいる。今後はこうした分野で一層、木材利用を拡大するため、建築や施工に関する技術、品質管理の方法等の情報を積極的に提供する必要がある。

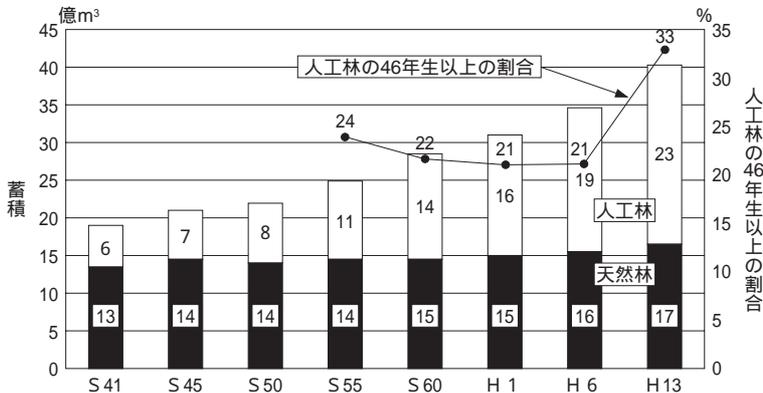
我が国の人工林蓄積は、3割が伐採可能な46年生以上の資源である。（図1参照）木材資源は利用段階に入り、潜在的な供給力は向上している。こうした資源の利用を支える大工等の建技能者の育成に加え、子ども頃から木材に親しむ環境づくりが重要である。

木材には、環境への負荷の小さい「環境素材（エコ・マテリアル）」

人に健康で快適な癒しの空間を提供する「健康素材（ケア・マテリアル）」

政 策

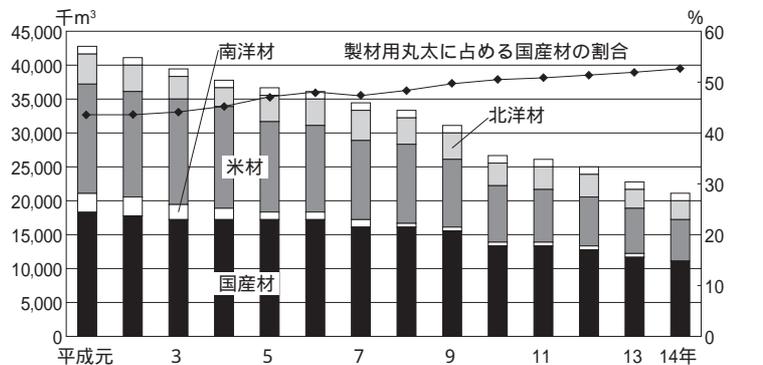
図1 森林蓄積の推移



資料：林野庁業務資料

注：人工林の46年生以上の割合は森林計画の対象森林における数値であり、S50以前については把握されていない。

図2 製材用丸太の供給量と国産材割合の推移



資料：農林水産省「木材需要報告書」

新たな国産材供給として、経済発展の続く中国へ丸太を輸出する動きがみられ、平成15年には58万m³を輸出している。海外での需給動向を調査し、需要が見込まれば、供給体制の整備を検討する必要がある。

こうした国産材の需要拡大のために、一定の品質基準を設け、地域材として認

証する動きが活発化しているが、各取組間の連携強化、規模拡大によるコストの低減等を通じ、地域材を普及させることが重要である。

森林の整備・保全と国際貢献

森林による二酸化炭素吸収目標3.9%の達成にむけ、「地球温暖化防止森林吸収源10年対策」の着実な実行が必要である。このため、森林の整備・保全の重点的な実施や労働力の確保・育成、吸収量の報告・検証体制の整備、木材の新しい流通加工システムの推進、国民参加の森林づくりの推進等を実施している。

しかし、現状の森林整備量では目標値を大きく下回るおそれがあり、温暖化対策が導入された場合の活用を含めた財源の確保により、森林整備のさらなる推進が重要である。

我が国の人工林蓄積は、各地域で増加しており、間伐等の適切な手入れが必要な45年生以下の森林は人工林面積の8割を占め、中には過密化し、土砂の流出等の公益的機能が著しく低下した森林がみられる。

このため、緊急間伐5力年対策により、年間30万haの間伐を実施している。また、森林の保全に係わる主要施策である治山事業を併せて推進することが重要であり、「森林整備保全事業計画」を策定する予定である。森林面積の4割を占める保安林では、指定目的を果たすことのできる恒久的な整備対策が必要である。さらに、上下流の連携が盛んになる中で、地方では独自課税を導入

アル」

「意匠性の高い空間をつくり出す「優美素材(ファイン・マテリアル)」「風土や文化と深く関わり合い、特色ある地域社会づくりに貢献する「風土素材(スロー・マテリアル)」

我が国の国土の7割を占める森林から生産され、これを利用することにより森林の整備・保全に資する「自己素材(マイ・マテリアル)」という特長があり、これらは現在の社会における様々な問題の解決につながる新たな意義である。こうした意義を認識し、現代の木材利用へのニーズを踏まえた上で、我が国の

風土に適した材料を利用していく新たな「木の時代」を創造していくべきである。

木材産業と木材需給

我が国の木材輸入は丸太から製品へ移行しており、その結果、製材工場に入荷された丸太に占める国産材割合は、平成10年以降、5割を超過している。(図2参照) 外材丸太入荷量の減少に伴い、外材を主に製材している工場数は減少しているが、国産材を主に製材している工場では入荷量が10年間で35%減少したものの、工場数の減少は23%と減少の割

合が少ない。

また乾燥材の需要は多いものの、乾燥コストを販売価格に転嫁できないため、生産割合は低迷しており、乾燥施設の整備や乾燥コスト削減による供給体制の整備が必要である。

木材の安定供給体制の整備に向けての課題としては、製材の歩留まり向上と乾燥コストの低減のため、含水率や強度にばらつきが大きいスギを事前に選別する、小規模な製材工場の再編や規模拡大により製材工場の生産性の向上を図る、乾燥材生産量を拡大するため、天然乾燥の併用、丸太の事前選別、最新設備の導

入、木質バイオマスの熱源利用によるコストの縮減、スケジュール管理者の養成等各段階における取組等があげられる。

我が国の人工林蓄積は、各地域で増加しており、間伐等の適切な手入れが必要な45年生以下の森林は人工林面積の8割を占め、中には過密化し、土砂の流出等の公益的機能が著しく低下した森林がみられる。

このため、緊急間伐5力年対策により、年間30万haの間伐を実施している。また、森林の保全に係わる主要施策である治山事業を併せて推進することが重要であり、「森林整備保全事業計画」を策定する予定である。森林面積の4割を占める保安林では、指定目的を果たすことのできる恒久的な整備対策が必要である。さらに、上下流の連携が盛んになる中で、地方では独自課税を導入

政 策

する動きがみられる。

こうした森林の整備・保全を適切に進めるに当たって、森林に関する情報を整備する必要があり、森林GISの導入や二酸化炭素吸収の観測等を行っている。

近年ボランティアによる森林づくりの広がりが見られるが、森林ボランティア団体数は平成15年には1,165となり、平成9年の約4倍に増加した。これらの活動は、伐採技術を要する間伐、松くい虫の被害防止や、林野火災跡地の復旧等さまざまなものに拡大している。森林ボランティア活動が広がるためには、安全性の確保や、林業技術を持った指導者の育成等が課題であり、行政もボランティア活動の支援のあり方についての検討が必要である。また国民参加の森林づくりを推進していくためには、森林環境教育におけるボランティア活動の推進等も重要である。

林業の発展と山村の活性化

林業経営と林業労働をめぐる動き

平成15年のスギ立木価格はピークであった昭和55年の5分の1の水準で、林業経営コストだけでなく、木材の流通・加工段階を含めたコスト全体の削減が必要である。

私有林のうち、その所有者が森林の所在する市区町村以外に居住する不在村者所有森林面積の割合は10年間で2・8ポイント上昇し、24・6%となった。森林施業の実施割合は

保有森林が遠方に所在する林家ほど低位である。

立木価格の低下により林業の採算性が悪化しており、林家は主伐を控える傾向にある。平成13年度の林業所得は前年度に比べ17・9%少ない1戸当たり21万円となった。

特用林産物は、林家全体では林業粗収益の2割程度を占め、一部の林家にとっては貴重な所得源であり、今後も消費者に安全・安心な特用林産物を提供することが重要である。

森林組合は、我が国の新植面積の8割、除間伐面積の6割を行い、森林整備の中心的な担い手である。林業専業労働者のうち、森林組合に雇用されている労働者の割合は昭和45年の17%から平成12年には45%へ増加しており、雇用先としても重要な存在である。

しかし、森林組合は常勤役員が3名以下の組合が35%を占めるなど経営基盤の脆弱性や組織体制の不十分さが問題となっている。そのため、平成14年11月に全国森林組合連合会は「森林組合改革プラン」を策定し、森林組合組織全体として合併や事業再編等の具体的な改革を実施している。

森林組合を除く林業事業体のうち、素材生産を行った民間事業体は我が国の素材生産量の6割を占め、林家や森林組合と連携し、林業の担い手として重要な役割を果たしている。

森林の所有構造が小規模分散的であり、経営意欲が減退している状況

下では、効率的かつ安定的な林業経営を行う林業事業体や林業経営体へ施業を集約化していくことが必要である。

林業就業者数は、平成12年度で6万7千人と10年前の6割の水準となっている。緊急地域雇用創出特別交付金事業と連携し、失業者等が森林作業員として円滑に従事できるよう就業相談会や就業前研修を実施しており、平成14年度には全国で約1万8千人が緊急雇用対策で森林作業に従事した。

新たな価値を創造する山村

山村は国土面積の5割、森林面積の6割、全国市町村数の4割を占め、面積の9割が森林である。また、山村は水の流れや林産物、農産物の流通を通して農村地域や漁村地域、都市地域と深い関わりをもっている。

山村には、搬出されない間伐材や枝葉、稲わら等、化石燃料の代替エネルギーとなりうる多くのバイオマス資源が存在している。また、農山漁村が活用している地域資源では「農林水産物」に次いで、「農山漁村の景観」が第2位であり、これらは、地域資源の新たな価値として注目されている。

山村では地域にある資源を有効に活用し、これを持続的かつ多段階に利用する社会を形成することが可能である。そして、循環型社会のモデルとして山村の活性化に山村と都市が一体的に取り組むことが将来の山村、都市双方の利益につながるもの

と期待される。

国有林野事業における改革の推進

国有林野は、我が国の森林面積の3割を占め、その多くが奥地脊梁山脈や水源地域に分布しており、公益的機能の発揮に大きな役割を果たしている。

国有林野に期待される役割に因應するため、改革関連2法に基づいて平成10年度から改革に着手し、公益的機能の維持増進を旨とする管理経営を推進している。

今後は、これまでの5年間の集中改革期間に築かれた、簡素で効率的な管理経営を進めるための基礎の上に立つて、名実ともに開かれた「国民の森林」の実現を目指すこととして管理経営基本計画を改訂した。

具体的には、公益的機能の維持増進を旨とする管理経営の一層の推進、地球温暖化防止等の新たな政策課題への率先した取組、森林環境教育や国民参加の森林づくりを本格的に推進することとしている。

個々の国有林野を重点的に発揮すべき機能に応じて、水源の涵養、自然環境の保全等の「水士保全林」と「森林と人との共生林」の公益林と、木材生産を重視する「資源の循環利用林」に区分して管理経営を行っている。具体的には、公益的機能の維持増進を目的とした管理経営を進めるといふ考え方に立ち、国有林野の9割を公益林としている。

情 報

カプセル Now & New

町立保育所を
社会福祉法人に貸与

町は、児童の減少に伴い町立長峰保育所を廃止し、保育所施設を社会福祉法人に無償で貸与した。同保育所は法人運営の保育所としてスタートし、延長保育や一時預かり保育にも取り組んでいる。町では、他の3つの町立保育所での保育サービス向上を図っていく。

ハンカリーの都市と
姉妹都市協定締結

町は、町制施行50周年を迎える記念事業の一環として、ハンカリーのソルノク市と姉妹都市協定を締結した。約20年前に同市の民族舞踏団が町を訪れたことをきっかけに、両市町の民間団体同士で草の根文化交流を続けており、平成12年には友好交流都市協定を結んでいる。

カヌー工房の運営を
NPO法人に委託

町は、村営名栗村カヌー工房の運営をNPO法人名栗カヌー工房に委託した。効率的な運営がねらい。同工房は間伐材の有効利用と名栗湖のPRを目的に平成8年にオープンした施設で、愛好家向けにカヌー製作の場を提供するほか、カヌーを自作できるキットを販売している。

理学療法士を常勤職員
として採用

町は、理学療法士一人を福祉保健課の常勤職員として採用し

た。65歳以上の町民を対象に実施している転倒予防教室の指導など、介護予防関連の事業を担当。転倒予防教室を週2、3回の実施に充実させ、高齢者一人ひとりに合ったトレーニングを進めていく。

電子請求サービス
開始

町は、迅速で効率的なサービスを提供するため、町が発注した備品や印刷・製本などの必要経費の支払いを、業者側がインターネットで請求できる電子請求サービスを開始した。利用希望者はID、パスワードを取得の上、ネット上の電子請求フォームに記入して請求する。

町外者に限定した
宅地分譲地を造成

町は、定住人口の増加を図るため、町外者に限定した宅地分譲地「袖里ヶ丘」の造成を進めている。分譲面積は約9400㎡で、32区画を造成。町外に住む50歳未満で、同居家族がいるか、今後同居を考え、町に永住する見込みがある人などを対象に販売していく予定。

授業中の教室に
施設

町は、児童の安全確保のため、町立の3小学校で授業中の教室に施設している。教室の前後2か所の出入口に内側から鍵を使わずにワンタッチで開閉できるタイプの扉を設置。また、町立中学校の教職員にカード式の非常ベルを配布し、緊急事態が即時に

職員室に伝わるようにした。

小中学生等に
防犯ブザーを支給

町は、町主導で防犯体制の強化を図るため、幼児のいる家庭や町立小中学校の児童・生徒に防犯ブザーを無償で支給した。子どもをねらった犯罪が増えていることから、ブザーで事件を未然に防ぐとともに、町民の防犯意識の向上を図っていくのがねらい。

大手パン製造販売会社
を誘致

町は、パン製造販売大手のアンデルセン・パン生活文化研究所を誘致し、町が所有する東京ドーム40個分に相当する土地を売却する契約を結んだ。同社はパンづくりの精神を学ぶ「アンデルセン芸北100年農場」を整備し、パン文化の情報発信拠点としていく予定。

役場庁舎内を
全面禁煙

町は、職員や来訪者の健康と庁舎の安全管理のため、庁舎内を全面禁煙とした。職員アンケートを基に複数の方法を検討し決定したもので、庁舎各階に設置していた灰皿を撤去し、玄関付近のみを喫煙場所とした。今後は町立学校でも徐々に全面禁煙を進めていく。

住民票などの
自動発行機を設置

町は、町民の利便性向上と住基カードの普及を目指し、住民票などの自動発行機を役場内に

設置した。取り扱っているのは住民票と印鑑証明で、住基カードでも容易に発行できるようにする。将来的には戸籍謄抄本や税務証明書まで広げたい考え。

「町民図書館」を
新規オープン

町は、中央公民館図書室の改修を行い、「町民図書館」として新規オープンさせた。2階建てで2万冊を蔵書。幼児期から図書に親しんでもらうために子ども利用を重視して児童書を1万冊まで増やすとともに、ボランティアを設置した。

「日本一まちづくり
特区」事業を実施

町は、「日本一まちづくり」特区「事業」をスタートさせた。住民の自主的な地域おこしを促進し、町全体の活性化を図るのがねらい。町内64区を「ミ特区」と位置付け、職員を「アドバイザー」として配置。各区に補助金を支出し、環境の保全、防犯・防災活動などに取り組んでもらう。

農園の
利用者募集

町は、町民に野菜や花などの栽培を気軽に楽しんでもらおうと、1区画30㎡の農園の利用者を募集した。利用料は年間5000円で2年契約とする。必要な農具などは町が準備し、利用者は肥料や種などを持ち込むだけで家庭菜園を楽しむ。

カプセル Now & New

情 報

市町村森林整備推進検討会のご案内

主 催	全国市町村林野振興対策協議会
後 援	林野庁(予定)
日 時	6月24日(木)午後1時より25日(金)12時まで
場 所	全国町村会館2階ホール
参加者	市町村長、林政担当者等
参加費	無料
申込み	各都道府県町村会事務局(各都道府県協議会事務局) 6月7日(月)締切
問い合わせ	全国町村会経済農林部(電話 03-3581-0485)

研修内容・講師等

「林政の諸課題と今後の政策展開について」

(林野庁長官 前田 直登氏)

木材の生産、供給を通じて森林の整備を担ってきた林業は、採算性の悪化により、生産活動が停滞している。その結果、間伐、保育等の施業や伐採後の植林が行われない森林が見られるなど、森林のもつ多面的機能の持続的な発揮が危ぶまれている。

こうした中で、基本法に基づく「森林・林業基本計画」、「地球温暖化防止森林吸収源10ヵ年対策」が策定され、法改正を含め新たな施策が数多く打ち出されてきたが、森林・林業政策は、なお多くの課題に直面している。

林野庁長官には、当面する林政の諸課題と今後の政策展開について、講演いただく。

「新たな森林整備システムの実現にむけて」

いいなあ、森があって、人がいて

(静岡県中川根町長 杉山 嘉英氏)

中川根町は、大井川の中流域に位置し、町域の約9割が森林の山村である。また、茶業が盛んで、昨年の全国茶品評会で産地賞・農林水産大臣賞を受賞するなど、数多くの受賞歴に輝く「川根茶」の中心産地である。

杉山町長は、町議会議員を経て町長に就任されたが、林業家で、厳しい林業情勢が続く中で、協業化や機械化による低コスト化の推進や、自然環境に配慮した森林づくりを進めるとともに、地域の子供達に対する森林教育、流域内の森林ボランティアの受け入れにも熱心に取り組んでこられた。

こうした町長の林業や森林に対する考えや、林業再生や持続可能な森林整備についての取り組みについて講演いただく。

「地域森林管理と自治体林政の課題について」

(筑波大学大学院生命環境科学研究科助教授 志賀 和人氏)

日本の木材自給率は18%に落ち込み、森林施業の放棄や担い手の減少が進行している。

その原因は日本の小規模零細の所有形態が外材に対する国産材の競争力を弱めているためであるとの理解が一般的である。

しかし、それだけでなく、市場、経営、政策をめぐる「国際化」のなかで主体性を失わない地域力と未来の森林づくりに何が必要かを、多面的森林機能を持続的に発揮する森林管理の方向性、林業就業者の雇用と分権型森林管理の結合、自治体林政の役割と課題、の構成で考える。

未来の森林管理の基本方向は、総合化、分権化、科学性、柔軟性、参加がキーワードとなり、地域定着的現場技術者と自治体を核としたボトムアップ型森林管理が未来の森林づくりの鍵

となる。こうした志賀助教授の考えについて講演いただく。

「森林法の一部改正について」

(林野庁森林整備部計画課課長補佐 永山 正一氏)

森林法の一部を改正する法律案が本年3月31日に成立し、4月1日より施行された。

今回の改正は、健全な森林の整備、保安林の適切な管理・保全、国民参加の森林づくり等の施策を総合的に推進するためのものであり、その中で近年増加している森林ボランティアの活動を行っている特定非営利活動法人等と森林所有者等が締結する施業の実施に関する協定を促進する措置も盛り込まれている。

今回の改正のねらいや背景等について、説明いただく。

「森林認証制度について」

(東京農工大学非常勤講師(林道安全協会専務理事) 山縣 光晶氏)

森林認証が欧州を中心に世界的に進んでいる。持続可能な森林経営の行われている森林を第三者機関が評価、認証することにより、消費者等に社会的価値を認めてもらおうとするもので、国際的には複数の制度がある。

平成15年6月、緑の循環認証会議(SGEC)が発足し、我が国独自の森林認証制度を創設した。同制度は、多様な森林形態や地域特性に対応し、森林管理水準の向上や健全な森林育成に資するものとして誕生した。

我が国の森林認証制度として期待されるSGEC認証制度について、創設の経緯から制度の仕組み、今後の課題等について説明いただく。

「地域に根ざした木質バイオマスの取り組みとは？」

(岩手・木質バイオマス研究会会長 金沢 滋氏)

木質バイオマス振興で注目を集める岩手県。原動力となったのは、岩手・木質バイオマス研究会の活動である。同研究会は、地域特性を活かした木質バイオマスの活用の技術的な課題や活用システム、地域での展開等について調査研究を行うことを目的として平成12年に発足し、積極的な活動を展開している。

会長の金沢氏は、(株)金澤林業の専務取締役であり、スウェーデンへの視察を契機に、木質バイオマス利用の必要性を痛感し、いわて型ペレットストーブの開発について知事に提言し、実現をはかるなど、普及啓発に取り組みされてきた。

氏のこれまでの木質バイオマスの取り組みや今後の課題等について講演いただく。

随 想

朝湯の勧め



大分県町村会長
ここのえ重町長
坂本 和昭

随 想

二〇〇四年が明けて間もなく海外事情視察団の一員となってオーストラリアに行く機会を得た。

未踏のオーストラリアは、日本の二十二倍に及ぶ人口二千万人の人々が広い国土でゆったりとした生活を送っていた。

今回は、ケアンズからゴールド・コースト、そしてメルボルンに飛びそこからシドニーへ。三つの州を飛行機で移動する何ともオーストラリアらしいスケールの大きい旅であった。

オーストラリアは、南半球に位置する国で、基本的に季節は日本と逆になる。

七日間の旅は、暖かくて湿度が低く実に快適であったが、昼夜の温度差が二十度もあるのには驚いた。

この国は、世界中から多くの移

民を受け入れていることもあって、食事バラエティに富んでいた。さまざまな気候、土壌、海域を持つ大陸だけに極上のグルメには出会わなかったものの食材の豊富さは見逃せないものがあった。

そんな旅の途中で、至福を味わいながら「人間一生の食いぶちは決まってる。」という菊池養生園(熊本県)の医師竹熊宣孝氏の話思い出していた。「一生の食いぶ

ちは決まっているのだからそれを早く食べてしまったものは寿命は短い」と言うことだ。「医は農に、農は自然に学べ」という竹熊論は世に知られている。

養生園では、「正月位は胃袋を休めよう」ということで「食わぬ養生会」を以前から行っている。

「断食」をして正月を迎えようと言

国からたくさんさんの参加があったと聞いた。

竹熊医師の話に頭を殴られた私は、以来、贅沢な御馳走を目の前にした時にこそ腹一杯食べることを止めた。

美しい海に目を細め、太陽の光を全身に浴びて、夕べの晩餐で至福の時間を過ごすことができるのは、やはり健康な心と体があればこそではないか、こんな時にこそ自然の中で生かされている自らの命の大切さを考えるべきではないだろうか。

健康と言えば、「転ばぬ先の杖」でわが町も職員を対象に年に一度「総合健診」なるものを行っていた。私も町長に就任以来、職員と一緒に必ず受けることにしているが、お陰でこの十年は「異常なし」である。

ちなみに全職員の健診結果は「異常なし」「ほぼ正常」を合わせた数字はわずか十九パーセントであった。残りの八割は、「要経過観察」「要治療」等に該当し、つまりは「正常ではない」という結果であった。これには私もいささかショックを受けた。

考えてみれば公務員の仕事も昔とは比べものにならない程複雑多岐になった。住民要求の多様化、また権利意識の高揚などによりト

ラブルも少なくなる。加えて昨今は、「市町村合併の大会唱」だ。

「合併はガンになった人の手術と同じだ。避けては通れまい。しかし手術したからと言って完全によくなるか分からない。」なんて話を聞かされるとストレスは倍増するのではないか。

しかし、どんな環境下にあっても基本的には健康問題は一人ひとりの問題意識や自覚の問題ではないだろうか。とりたてて言う程のことでもないが、ここ十年来、私は自覚をしながら続けていることがある。

そのまず第一は「朝湯」である。わが町には豊富な温泉源に恵まれ、少し大袈裟に言わせて貰えば町内のどこを掘ってもお湯が出る。私の住んでいるところも目の前に共同温泉がある。そこで私は朝の目覚をする。決して秘境の地でもないが、この地域は昔から「男女混浴」を受け継いでおりそれが地域の大切なコミュニケーションの場となっている。朝早く近所のおじいさん、おばあさんと一緒にになると「町長さん。お久しぶりです。お背中を・・・」等と言われ赤面しながら、背中を流して貰うこともある。

そして第二は朝湯の後の「朝鮮人参」だ。粉末をコップに溶かし

情 報

新任都道府県町村会長の略歴

山形県町村会は、四月二十三日の臨時総会で次のとおり会長を選出した。(四月二十九日付就任)

山形県町村会長
鮑海郡松山町長

佐々木 藤正

昭和八年三月十日生



【住所】山形県鮑海郡松山町大字白ヶ沢字池田通四四番地

【町長に当選するまでの経歴】 昭和三十三年松山町議会議員 四十二年松山町議会副議長 四十八年松山町

て飲む。これはいかなる朝も欠かさない。そして夜の食事の後の「黒酢の飲用」。これをかれこれ十年続けている。十年以上も続けると「信じるとか信じない」とかではなく食習慣となり、それをしなると一日が始まらないし、終わらない。
よく人から「町長職は激務でしょう?」と励まされる。しかし、私は肉体的に大変と思ったことは一度もない。

私は若いときから山歩きをして足腰を鍛えた。その精もあると思うがやはり元気の源は「朝湯」の成果ではないかとこの頃よく思っ。それにしてもゴールド・コーストの高層ホテルから見る光景には言葉を失った。
美しいビーチは一体どこまで続くのか。いつの日か、またこの光景を目にするためにも「朝風呂」は私にとってこれからも欠かせない日課になりそうである。

助役 平成元年松山町長

【町長としての当選回数】 四回

【町村会関係の経歴】 平成十三年山形県庄内地方町村会長・山形県町村会副会長

- 【主な業績】 眺海の森さんさんオープン コスモス童夢オープン 眺海の森生産物直売所オープン 城西町営住宅完成 農業集落排水・簡易排水事業竣工 特定環境保全公共下水道事業着手 中山間地域総合整備事業竣工 松山町HOPE計画策定
- 【趣味】 油絵、楽焼き、読書
- 【家族】 妻

次週の「町村週報」は休刊させていただきます。次号は六月七日発行です。

お役に立ちたい!!

システムシンクは自治体様の立場に立って一緒に考え、ものづくりを行います。自治体様の情報処理システムに関するコンサルティングから、システムの設計・製造、ネットワークの設計・構築、並びにそれらに関する運用・保守までトータル的なサービスをご提供致します。是非、ご相談ください。

事業サービス			パッケージ商品				
コンサル ティング	ソフトウェア開発		運用 保守	健康管理 システム	デジタル アルバム	セキュリティ 管理ツール	携帯電話 管理ツール
	業務システム	ダウンサイジング					

System Think

株式会社システムシンク

〒141-0031 東京都品川区西五反田2-30-4 BR五反田11F TEL:03-5434-7484 FAX:03-5434-0421

http://www.system-think.co.jp

E-mail:kst@system-think.co.jp

政策リーダー

政策リーダー

一三年連続子供の数減少

総務省

総務省は五月四日、我が国の一五歳未満の子供の数(四月一日現在)を発表した。

発表によると子供の数は一、七八一万人(対前年比二十万人減)で、二三年連続の減少となった。また、総人口に占める子供の割合も一三・九%(同〇・二%減)と過去最低を更新した。

男女別では、男性が九一三万人、女性が八六八万人で、男性が女性より四五万人多く、女性百人に対する男性の割合は一〇五・二となっている。

年代別では、未就学の乳幼児(〇〜五歳)六九七万人、小学生の年代(六〜十一歳)七二七万人、中学生の年代(十二〜十四歳)三六七万人となっており、これを年齢三歳階級別で分けると、十二〜十四歳が三六七万人と最も多く、九〜十一歳が三六一万人、六〜八歳が三五六万人、三〜五歳が三五三万人、〇〜二歳が三四四万人と年齢の低下に伴い子供の数は減少傾向にあり、少子化社会の進行が浮き彫りとなっている。

また、都道府県別(昨年十月一日現在推計)では、子どもの割合が最も高いのは沖縄県の一九・〇%、次いで滋賀県一五・七%、佐賀県一五・五%。低いのは東京都の一三・〇%、秋田県一二・七%、高知県一三・一%の順で、前年と比較すると、東京都、神奈川県及び愛知県は同率、他の道府県はすべて低下している。

全国半島振興市町村協議会総会を開催

全国半島振興市町村協議会会長・

脇本 哲也・北海道知内町長、会員、三四五市町村)は、五月二十六日に全国町村会館にて定期総会を開催する。

同協議会は、昭和六十年に議員立法として制定された半島振興法の下、地理的条件の制約や産業基盤や生活環境の整備の遅れ等、他の地域と比較して低位にある地域に指定された半島の市町村が、地域振興と、地域住民の生活の向上や国土の均衡ある発展を図ることを目的に活動を行っている。

総会では、来賓として自民党半島振興委員長の二田孝治衆議院議員及び国土交通省の平田審議官からあいさつを頂戴することとなっている。次に、平成十五年度事業報告・歳入歳出決算や平成十六年度事業計画・同歳入歳出予算等が審議され、最後に、平成十七年三月で期限を迎える半島振興法の延長に向けた要望や「平成十七年度政府予算編成及び施策に関する要望」を決議し、大会終了後に関係政府と国会議員に対して、執行部による要請活動を行うこととなっている。

なお、「半島振興法の延長に関する要望」では、同法の延長の実現に向けた要請のほか、税制及び財政金融上の特例措置の充実を求める。

平成十五年度水産白書公表

平成十五年度の「水産の動向に関する年次報告」(水産白書)が閣議決定の上、公表された。

白書は、まず導入部で「トピックス」として、この一年間の水産をめぐる大きな動きを取り上げ、マグロ類の正規許可船リスト対策、コイヘルペスウイルス病の発生、世界で初めてシラスウナギの人工生産に成功、バイオマス・ニッポン総合戦略水産関係の取組、WTO新ラウンド交渉カンクン閣僚会議の結果についてわかりやすく解説している。

次に、「第一章特集 世界の水産物需給と我が国の水産物消費の変化をめぐって」では、世界の水産物需給、水産物貿易の拡大について解説し、我が国の水産物消費の変化と貿易の最近の特徴としては、家計の食料消費支出に占める魚介類購入費の減少と価格競争の激化、中国からの加工品輸入の拡大がみられるとしている。

また、「第二章 平成十四年度以降の我が国水産の動向」では、我が国の水産物の需給について、漁業生産量が前年に比べて四%減少し、生産額は三%減少したことや水産物の安全性確保、漁業をめぐる国際動向、漁業経営、漁村の現状と活性化への取組、水産業・漁村の有する多面的機能について図表や事例をまじえて紹介している。